

令和6年6月
松本市危機管理部

「土砂災害(特別)警戒区域」の指定がある町会の皆様へ

今年も全国各地では、大雨等による土砂災害が頻発しており、逃げ遅れて被害にあわれる方がいらっしゃいます。被害にあわれた方の多くが、「自分は大丈夫」、「それほどのことはないだろう…」という思いから、「避難する」という行動を起こせなかったと言われてしています。

前兆現象など、いつもと様子が違うような時や記録的な大雨が続くような場合は、自らの判断で避難行動をとってください。また、気象台が発表する気象情報(特に線状降水帯の発生予測)に注意し、市から避難情報が発令された時は、速やかにご自身や家族の命を守る行動をとってください。

1 自宅周辺の危険を知る

「土砂災害警戒区域」または「土砂災害特別警戒区域」の場所を確認しましょう。確認方法は、「松本市ハザードマップ」や「松本デジタルまっぷ」等で確認することができます。



【松本市ハザードマップ】



【松本デジタルまっぷ】

2 前兆現象 こんな現象には、要注意！

がけ崩れ

- 小石が落ちてくる
- がけから水が湧き出る
- がけにひび割れができる



土石流

- 山鳴りがする
- 水が濁り流木が混ざる
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がる



地すべり

- 地面にひび割れができる
- 地面が陥没・隆起する
- 沢や井戸の水が濁る
- 斜面から水がふき出す



【土砂災害における指定避難所】

梓川地区については「梓川公民館」を最初に開設します。状況に応じて、その他の指定避難所を順次開設していきます。

※指定避難所の開設状況については、松本安心ネット・市公式LINE・市ホームページ等で周知します。

3 早めの避難

※土砂災害は、原則立退き避難です

- (1) テレビ・ラジオ・インターネットで、気象情報を確認する。
 - (2) 市から発令される「避難情報」に注意する。(参照)
防災行政無線、松本市公式 LINE、松本安心ネット(メール配信サービス)、災害電話サービス
 - (3) **警戒レベル3(高齢者等避難)**が発令→高齢者など避難に時間を要する方は、避難を開始してください。それ以外の方は、避難準備を行ってください。
 - (4) **警戒レベル4(避難指示)**が発令→全員避難してください。
 - (5) **警戒レベル5(緊急安全確保)**が発令→すでに災害が発生している場合があります。直ちに身を守る行動(安全確保)をしてください。警戒レベル4までに必ず避難してください。
- ※ 前兆現象を確認したり、身の危険を感じた場合は、市から避難情報が出ていなくても、安全な場所へ避難してください。

4 避難先

指定避難所に行くことだけが避難ではありません。避難とは、「難」を「避」けることです。

- (1) 指定避難所への立退き避難
- (2) 安全な親戚・知人宅への立退き避難
- (3) 安全なホテル・旅館への立退き避難
- (4) 車両一時避難駐車場への一時避難
(松本市野球場北側駐車場)



同報系防災行政無線

屋外スピーカー等で緊急・災害情報などを伝達します。

【放送の聞き逃し、よく聞こえなかったら】

テレホンサービス ☎0120-07-8686(無料)

☎36-8686(有料)

松本市公式 LINE

登録はこちら

受信設定を行うことで、お住いの地区等に合わせた情報を配信します。

設定方法はこちら ▼



松本安心ネット

電子メールアドレスに、災害情報などをお届けします。



事前登録が
必要です

松本市災害電話サービス

自宅の固定電話、ファックスに「避難・避難所に関する情報」「国民保護情報」をお知らせします。詳細は消防防災課(☎33-1191)へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

松本市 危機管理部

消防防災課 TEL 0263-33-1191 FAX 0263-33-1011

危機管理課 TEL 0263-33-9119 FAX 0263-33-1011